

高校生とともに自転車の安全利用に関する街頭啓発を実施します！**～九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間中の取り組み～**

千葉市では、九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間中の取り組みとして、自転車を安全に利用してもらうための「自転車の走り方ルール」や「ヘルメットの着用」等について、沿道の高校に通う生徒等とともに街頭啓発を行いますので、お知らせします。

1 日時

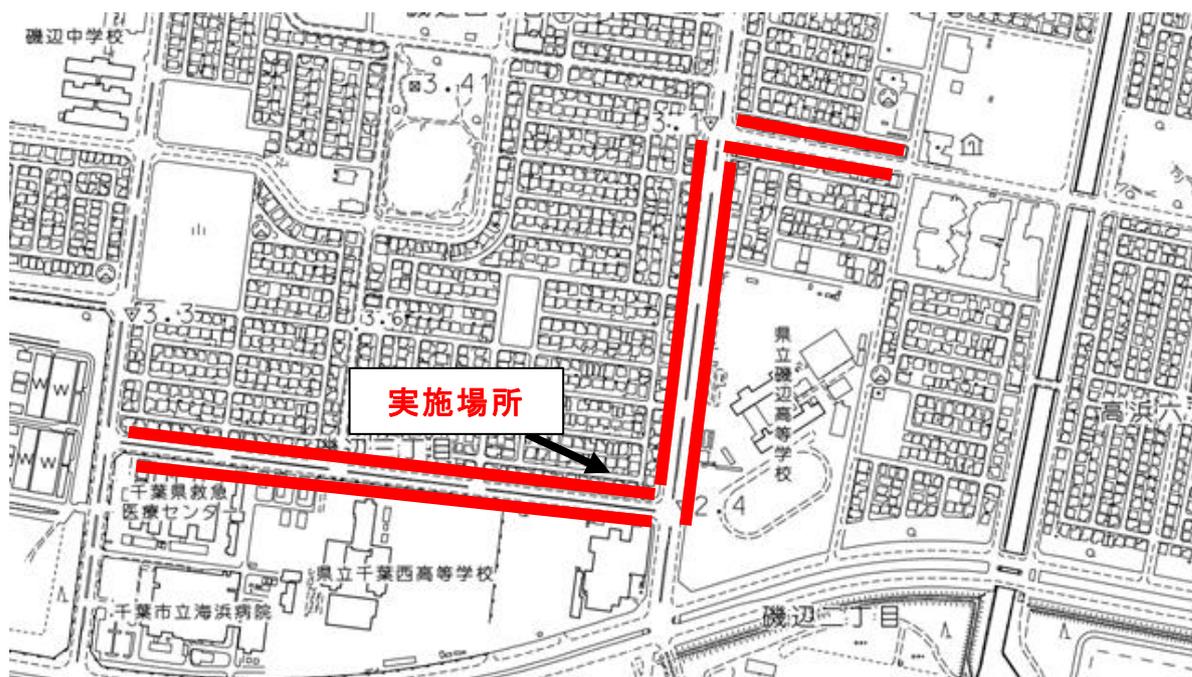
令和7年5月14日（水）、15日（木）8：10～8：30（啓発実施時間）

※上記日程のいずれかが雨天の場合は、5月16日（金）同時間に順延

2 実施対象区域

磯辺179号線（約600m）、磯辺茂呂町線（約400m）、高浜3号線（約200m）

<位置図>

**3 参加団体**

千葉県立千葉西高等学校（生徒参加）

千葉県立磯辺高等学校（生徒参加）

千葉西警察署

千葉西交通安全協会

千葉市

参加予定人数 65人程度／日

4 実施内容

実施対象区域内の歩道にて、自転車の安全利用を促す内容や、自転車の盗難防止を呼びかける以下のようなプラカードを持ち、通行する自転車利用者などに呼びかけを行います。



プラカードのレイアウト例

5 実施イメージ（過去実施時）



等間隔に並んで、通行者の方へ朝のあいさつと一緒に安全利用を呼び掛けていきます

6 取材について

(1) 取材を希望する方は、5月13日（火）15：00までに自転車政策課へ電話またはメールでご連絡ください。

電話 043-245-5606

メール bicycle.COR@city.chiba.lg.jp

(2) 当日、学校関係者への取材を希望する場合は、現地に待機している自転車政策課職員にお申し出ください。

<参考>九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間について

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）で構成する首都圏自転車安全利用対策協議会では、自転車の安全利用を促進する共同の取り組みとして、自転車月間推進協議会が主唱する5月の自転車月間期間中「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」を実施しています。

自転車の交通ルールの遵守とマナーの実践について、九都県市が連携して広く住民に普及、浸透を図る取り組みを推進することにより、自転車が関係する交通事故の防止を図ります。

問い合わせ先

【街頭啓発に関すること】

建設局道路部自転車政策課 電話245-5606

【九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間に関すること】

市民局市民自治推進部地域安全課 電話245-5634